

2015年7月以降補償開始契約用

ハイパー任意労災

AIUの業務災害総合保険

POINT

事業者(企業等)を被保険者とし、事業者の業務に従事する方を補償対象者として、補償対象者が被った業務災害に対する事業者の災害補償責任を総合的に補償します。

〈ハイパー任意労災の特長〉

- ① 保険金は労災認定を待たずにお支払いします。(注1)
- ② ご契約者に保険金をお支払いします。(注2)
- ③ 従業員の増加や入替りがあっても自動的に補償されます。(注3)
- ④ 保険料は全額損金処理が可能です。(注4)
- ⑤ 過労などによる脳・心臓疾患、精神障害を原因として万一従業員の方が死亡したり、後遺障害が生じた場合にも補償します。(注5)
- ⑥ 貴社の業務に従事する方を無記名で補償します。また、建設業における下請作業員も補償します。
- ⑦ 賠償金や弁護士費用なども補償します。(注6)
- ⑧ 業務中の熱中症、通常経路による通勤途上のケガも補償します。
- ⑨ 従業員や事業主・役員の方の病気を補償する特約もオプションで用意しています。(注7)

上記の特長には一定の条件がございます。下記注意事項もご確認ください。



従業員の「心のケア」も、これからは企業の責任です。

「メンタルケアカウンセリングサービス」「ハロー健康相談24」を無料で提供

※一定の条件を満たしたご契約に、本サービスを無料で提供します。

従業員の「心のケア」

ご家族も安心の健康相談

メンタルケアカウンセリングサービス

大切な従業員の健康をサポート

ハロー健康相談24

- 専門家による面談カウンセリング
- 必要に応じて専門の医療機関をご紹介
- 1名・年間3回まで無料カウンセリングが受けられます

- 健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどに相談スタッフが電話でアドバイス
- 従業員の方だけでなく、そのご家族(配偶者ならびに被扶養者)もご利用可能

※本サービスはAIU損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。

※なお、本サービスは、今後予告なく中止または変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

※サービス提供会社が本サービスのご提供にあたり取得した情報は、貴社に開示することができませんので、あらかじめご了承ください。

ハイパー任意労災の特長に関わるご注意事項

- 注1 業務上疾病に対する死亡補償保険金および後遺障害補償保険金、自殺行為による身体障害に対する保険金、使用者賠償責任限定補償特約(死亡のみ補償)における損害賠償保険金のお支払いには、労災の給付決定などの認定が必要となります。
- 注2 受け取られた保険金は見舞金・弔慰金として被災者やそのご家族にお支払いいただきます(ご契約時に補償対象者の同意が必要です)。
- 注3 ご契約時に貴社の売上高と業務内容から保険料を算出します。保険期間中の人数報告や精算などのお手続きは不要です。(新規設立法人などのご契約の場合には、見込み売上高に基づく概算保険料での契約となり、保険期間終了後に確定売上高に基づく保険料との差額を精算する必要があります。)
- 注4 法人が契約者として、従業員全員(事業主・役員含みます。)のために負担する保険料は、全額が損金扱いとなります。(法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2を準用 2017年1月現在)
- 注5 保険金のお支払いには、労災の給付決定などの認定や、脳・心臓疾患、精神障害を発病した日、および死亡または後遺障害が生じた日が保険期間中であることなどが条件となります。
- 注6 業務に従事する方の死亡により貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。使用者賠償責任限定補償特約(死亡のみ補償)については、通勤途上のケガは補償対象外です。
- 注7 保険期間開始時(保険期間の途中でご加入された場合はこの保険契約の被保険者となった時)より前に発病していた病気やその合併症は補償の対象となりません。補償対象者は、社員、事業主、常勤(※)の役員およびパート・アルバイトのみです。(※)常勤とは、病気を被った時の直前6か月における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

ご加入例	■ ハイパー任意労災概算保険料	業種:建築工事業 年間売上高:20億円 補償対象者の範囲:事業主・役員・従業員・パート・アルバイト・建設下請負人
死亡補償保険金	1,500万円	年間保険料 2,120,050円
後遺障害補償保険金(障害等級に応じて)	60万円~1,500万円	
入院補償保険金日額(1事故につき180日限度)	5,000円	
手術補償保険金(手術の際の入院の有無に応じて)	入院中/入院中以外 5万円 / 2.5万円	
通院補償保険金日額(1事故につき90日限度)	3,000円	
使用者賠償責任限定補償保険金(死亡のみ補償)	(1名/1災害) 500万円限度	※事業主・役員は24時間補償 ※従業員・パート・アルバイト・建設下請負人は就業中(通常経路の通勤含む)のみ補償

補償内容

死亡補償保険金

業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害^{※1}を被り、それがもとで身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。

後遺障害補償保険金

業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害^{※1}を被り、それがもとで身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害等級に応じた額をお支払いします。

入院補償保険金

業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害^{※1}を被り、それがもとで入院した場合に、入院1日につき日額としてお支払いします。身体障害を被った日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。

手術補償保険金

業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害^{※1}を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内にその治療のため所定の手術を受けた場合、手術時の入院の有無に応じた額をお支払いします。ただし、同一の原因にもとづく身体障害について1回の手術に限りです。

通院補償保険金

業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害^{※1}を被り、それがもとで通院した場合に、通院1日につき日額としてお支払いします。身体障害を被った日からその日を含めて180日以内の実際に通院した日数のうち90日が限度となります。

使用者賠償責任限定補償保険金(死亡のみ補償)^{※2}

死亡補償保険金が支払われる場合で、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、賠償保険金および争訟時の弁護士費用などの費用保険金をお支払いします。

※1 身体障害とは、次の1.~4.をいいます。

- ケガ
 - 急激かつ偶然な外来の事故によるケガ
 - 有毒ガス・有毒物質による急性中毒
 - 業務に従事中に摂取した食品が原因の細菌性食中毒・ウイルス性食中毒
 - 業務に起因して生じた症状
業務遂行に伴って発生する症状のうち、次の事由によるものをいいます。
 - 熱および光線の作用(熱射病、日射病等)
 - 気圧または水圧の作用(潜函病等)
- 低酸素環境への閉じ込め(酸素欠乏症等)
- 高圧、低圧および気圧の変化への曝露(潜水病等)
- 労災保険法などによって給付が決定された1.2.3.以外の業務上疾病☆(死亡補償保険金および後遺障害補償保険金に限りません。)
- 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病をいいます。
ただし、石綿による肺がん、中皮腫その他の健康障害、塵肺症(じんばいしょう)および化学物質による胆管がんを除きます。

※2 同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額がご負担額または損害額を超えることはありません。

※このご案内は保険の概要を説明したものです。保険金をお支払いできない主な場合など、詳細は企業リスクプロテクション・プログラムをご覧ください。取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、ご契約に関しましては、事前に、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。

※「ハイパー任意労災」は業務災害総合保険のペットネームです。

※AIU損害保険株式会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

取扱代理店 **三井物産インシュアランス株式会社** 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-1 神田須田町スクエアビル11階
 本店 TEL:03-5297-6226 東北支店 TEL:022-264-5086 関西支店 TEL:06-6226-2831
 北海道支店 TEL:011-213-3083 中部支店 TEL:052-584-2171 九州支店 TEL:092-271-8203

引受保険会社 **AIU損害保険株式会社**
 企業営業開発部 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館20階 http://www.aiu.co.jp/
 TEL:03-3218-7082 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く) FAX:03-3284-4338

承認番号: B-004061
 使用期限: 2018年7月1日